

検討課題—その他の家事事件—

第1 総論（国際裁判管轄の規律を設けることの可否等）

1 その他の家事事件

(1) 以下の各事件については、家事事件手続法の施行前、特別家事審判規則において規律が設けられていた（注1）。

- ① 戸籍法に規定する事件（同規則第4条ないし第17条）
- ② 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害特例法」ということがある。）に規定する事件（同規則第17条の2ないし第17条の5）
- ③ 生活保護法に規定する事件（同規則第20条の2ないし第20条の6）
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」ということがある。）に規定する事件（同規則第21条ないし第23条）（注2）
- ⑤ 破産法に規定する事件（同規則第24条ないし第30条）
- ⑥ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「中小企業円滑化法」ということがある。）に規定する事件（第31条ないし第34条）

（注1）特別家事審判規則においては、①ないし⑥の各事件のほか、任意後見契約に関する法律に規定する事件（同規則第3条ないし第3条の16）、厚生年金保険法等に規定する事件（同規則第17条の6ないし第17条の9）及び児童福祉法に規定する事件（同規則第18条ないし第20条）も規定されていたところ、上記各事件については、それぞれ、後見等関係事件、離婚関係事件並びに子の監護及び親権関係事件に関する検討において取り上げている。

（注2）平成25年法律第47号（平成26年4月1日から施行）による改正前の精神保健福祉法（以下、「旧精神保健福祉法」という。）においては、精神障害者について、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者を保護者とし、保護者に対し、精神障害者に治療を受けさせること（旧精神保健福祉法第22条第1項）や、精神障害者について入院措置がとられた場合に退院後その者を引き取ること（旧精神保健福祉法第41条）などを義務付けるとともに、精神障害者に医療及び保護のための入院の必要がある場合の強制的な入院について同意

する権限を与える（旧精神保健福祉法第 33 条）などしていたところ、かかる保護者について、保護者が数人ある場合における義務を行うべき順位を定める一方、後見人又は保佐人以外の者については、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位を変更することができることとしており（旧精神保健福祉法第 20 条第 2 項）、この申立てに基づく事件が「保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件」（家事事件手続法（ただし、平成 25 年法律第 47 号による改正前のもの。）別表第 1 の 130 の項）とされていたが、平成 25 年法律第 47 号により、旧精神保健福祉法における保護者に関する規定は廃止された。

(2) 本検討課題においては、前記①ないし⑥の各事件（ただし、旧精神保健福祉法に規定されていた事件については、これに代えて、新たに平成 25 年法律第 47 号により設けられた、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」ということがある。）に規定する審判事件とする。制度の詳細については後記第 5 参照。）及び夫婦財産契約による管理者の変更等に係る審判事件（家事事件手続法別表第 1 の 58 の項）を合わせて「その他の家事事件」と総称し、検討対象とする。

2 国際裁判管轄に関する明文の規律の要否

その他の家事事件については、基本法である民法に規定する実体法上の権利を実現するための手続ではないわが国独自の法制度に由来するものが多く、①諸外国の法制度をも包含する単位事件類型を設けることが困難である、②行政的性格が強く、外国の裁判所による取扱いになじまず、国際裁判管轄が問題となる具体的な場面を想定することが困難である、③申立件数が僅少であるものが多く、氏又は名の変更に関する事件を除き、国際裁判管轄が問題となった事例を確認することができない等の特徴がある。このような事件について国際裁判管轄に関する規律を設けることとする場合、国際裁判管轄を検討すべき単位事件類型が外国の法制度も念頭において設定されるべきものであることに照らすと整合的ではないと考えることができる。また、国際裁判管轄の規律は直接管轄のみならず間接管轄をも規律するという側面を有することから規律を設けることには意味があると考えられるとしても、あくまで日本法を準拠法とする事件の直接管轄に関する規律のみを設けることとなることから、国際裁判管轄に関する規定を設ける実益が限られたものとなると考えることもできるほか、国際裁判管轄の規律の中に準拠法が限定された規律と限定されていない規律とが混在することになり、その当否も問題となるものと考えられる。このような特殊性

を踏まえて、その他の家事事件については、国際裁判管轄の規律を設けないことも考えられる。

(参考) 今般の法制において、日本法を準拠法とする事件の直接管轄について規律を設け、かつ、わが国の裁判所の専属管轄とした場合には、外国の裁判所による日本法を準拠法とする当該事件の裁判はわが国において承認されないことになると考えられる。この場合、①日本の裁判所が外国法を準拠法とする同種事件の裁判をする場合の直接管轄や、②外国の裁判所が外国法を準拠法とする同種事件の裁判をした場合の間接管轄については、何ら規定するところではないと考えられるのか否かが問題となるものと思われる。

もっとも、国際裁判管轄の有無についての明確性を期する観点から、少なくとも、実務で問題となる典型的な事件類型や外国の法制度も念頭に置いた単位事件類型を設定することができるものについては、規律を設けるべきとする考え方もあり得ることから、後記第2以下においては、個々の事件類型に応じて、その他の家事事件に関する国際裁判管轄の規定の要否を検討しているところ、このような規定の要否について、どのように考えるか。

第2 戸籍法に規定する審判事件

【甲案】

戸籍法に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「戸籍法に規定する審判事件」とは、氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第1の122の項）、就籍許可に係る審判事件（同法別表第1の123の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第1の124の項）及び戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第1の125の項）をいう。

(補足説明)

1 甲案

戸籍法に規定する審判事件は、わが国の身分登録簿としての戸籍に関する事件であるところ、戸籍の記載が個人を特定するために必要な公共性を有するものであることから、身分登録上の記載の変更を伴う裁判は性質上その身分登録簿を管理する本国によってされるべきであると考えられることができる。甲案では、このような見地から、戸籍法に規定する審判事件をわが国の裁判所の専属管轄とすることを提案している（注）。

（注）日本法が適用される特定の事件についてわが国の裁判所の専属管轄とすることを定めた場合（前記第1の2の（参考）を参照。）、わが国の裁判所が外国法を準拠法とする同種の事件を取り扱うことができるかどうかについては、解釈に委ねるものとする考えられる。

2 乙案

後記第3以下のとおり、その他の家事事件に含まれる事件類型のうち、戸籍法に規定する審判事件以外のものについての検討においても、各乙案において、国際裁判管轄に関する規律を設けないこととする提案をしているところ、それらと平仄を合わせるといふ観点や、法の適用に関する通則法において、身分登録に関する準拠法について特別の単位法律関係を規定した上での規律が設けられていないこととのバランスなどを考慮し、戸籍法に規定する審判事件について、国際裁判管轄に関する規律を設けないこととする旨の提案をしている。

仮に乙案を採用した場合は、戸籍法に規定する審判事件に含まれる個々の事件類型について、どの単位事件類型に含まれるのか等、その国際裁判管轄の解釈が問題となるものと思われるが、この点につきどのように考えるべきか。

3 氏又は名の変更についての許可の審判事件

(1) 前提

氏又は名の変更は、①身分関係の成立・変動に伴って生ずる場合（氏の変更）と、②本人の意思に基づく場合（身分関係の成立・変動に伴わない氏又は名の変更の場合）とがあり、前者（上記①）に関する事件は、⑦身分関係に関する審判事件と併合して申立てがされる場合と、①そのみの申立てがされる場合とが考えられる。このうち、上記①⑦の場合については、併合管轄の議論に含まれるものとして総論において検討することとし、本部会資料では、上記①①及び②について検討をする。

(2) 学説

人の氏又は名の変更は原則としてそれが記載又は登録される当該人の本国にその管轄を認めるのが相当であるとする見解（なお、氏名の取得・変更といった氏名の成立自体の問題は公法上の問題であり、身分関係の成立・変動にもとづく場合であると本人の意思にもとづく場合であるとを問わず、本国の裁判所において本国法によって処理されるべきであり、仮に申立人の住所地の裁判所が法廷地法（住所地法）を適用してする外国人の氏名変更を認めたとしても、それは当該法廷地国における属地的効力を有するにすぎない、との見解もある。）、氏又は名の変更の裁判が本国で承認されることが明らかな場合には、例外的に申立人の住所地の管轄も認めるべきであるとする見解、わが国に申立人の住所があるというのみで外国人の氏名変更の管轄権を認めるべきであるとする見解、わが国に常居所をもつ無国籍者や難民の氏名の変更についてはわが国の家庭裁判所の管轄権が認められるとする見解等がある。

(3) 提案内容

氏又は名の変更についての許可の審判事件は、外国法においても類似の事件が想定され、また、実際にわが国において外国人が申立てをして国際裁判管轄が問題となった事例もある。そこで、単位事件類型として「氏又は名の変更についての許可の審判事件」（外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む。）を設定し、戸籍法に規定する審判事件に含まれる他の事件類型に係る規律とは別に独自の国際裁判管轄の規律を設けることも考えられる（注）。

（注）仮に、氏又は名の変更についての許可の審判事件について、戸籍法に規定する審判事件から取り出して独自に国際裁判管轄の規律を設ける場合、人の氏及び名は、当該人の本国の公の文書に記載又は登録されるのが通常であると考えられることから、原則として当該氏名変更が記載又は登録される当該人の本国を管轄原因とすることが考えられる。

しかし、仮にわが国の裁判所において、外国人に対しその氏又は名の変更を許可する審判がされた場合、当該外国人の本国において当該審判が承認されるか否か、及び、仮に承認されるとして、この承認に基づき本国の発給する旅券等の記載が変更されるか否か等については、必ずしも明らかではなく、直ちに外国人に対してわが国の裁判所で氏又は名の

変更を認める必要性が類型的に高いとまではいうことができないとも考えられる。このような観点からは、外国人の氏又は名の変更についての許可を想定した国際裁判管轄の規律を設けることは不相当であるとも考えられ、また、事案によっては、いわゆる緊急管轄の規定によって申立人の保護を図ることも考えられる。

(参考) 外国人同士が日本の方式で婚姻した場合、当該婚姻事実は戸籍に記載されないが、戸籍法に従って、婚姻届を提出しなければならないところ(戸籍法第74条、戸籍法施行規則第56条第1号等参照)、提出した婚姻届に真実に反する記載があるときには、これを訂正する必要が生じることがある。戸籍実務においては、外国人のみを事件本人とする届出がされても戸籍の記載はされず、届出が保存されるのみであるため、届出の記載に錯誤があった場合や届出について無効又は取消しの原因がある場合、日本人に関する場合のように戸籍訂正の手續を執る方法がなく、届出の追完によることとされており、親子関係や夫婦関係等の身分関係に関する追完のときは、それらに関する裁判を得て、追完届をすることになるものとされているが、外国人同士が日本の方式で婚姻した場合に提出した婚姻届の記載の訂正においては、婚姻届が外国人の身分関係を公証するもので、日本人における戸籍のそれに準ずる重要な証明書類となるものであるとして、戸籍法第113条ないし第114条の類推適用により家庭裁判所の許可を得て婚姻届中の記載の訂正を申請することができるとする見解がある。もっとも、この申請については、戸籍法の解釈に基づきすることができるものであるから、「戸籍法に規定する審判事件」に当たるか否かも解釈に委ねるべきであり、規定を設ける必要はないと考えることができる。

また、氏又は名の変更についての許可の審判事件について独立の単位事件類型を設けることなく、戸籍法に規定する審判事件をわが国の裁判所の専属管轄とする場合、外国の裁判所等において日本人について日本法を準拠法として氏名変更等に係る裁判がされたとしても、わが国においては間接管轄の要件を満たさないとしてその裁判は承認されないことになるものと想定されるが、人の同一性の表示という氏名本来の効用の重要性和申立ての煩を比較すると、そのような承認を望む者についてはわが国において改めて氏又は名の変更に関する許可の審判を申し立てることを期待しても酷とまではいえないと考えることが可能である。なお、戸籍実務においては、日本人に対する氏名の変更の許可はわが国の裁判所の管轄に専属するものと解されるとして、外国裁判所による氏名変更の裁判に基づく届出は受理されない。

そこで、氏又は名の変更についての許可の審判事件について、戸籍法に規定する審判事件に含まれる他の事件類型とは別に独自に国際裁判管轄の規律を設けることは提案していない。

(4) 子の氏の変更についての許可の審判事件について（注）

（注）身分関係の成立・変動に伴う子の氏の変更については、親の身分関係の変動に伴う場合と、子の身分関係の変動に伴う場合とが考えられるところ、前記(1)で説明したところと同じく、本部会資料においては、これらの身分関係に関する審判と併合して申立てがされる場合を除いて検討することとする。

ア 概要

子が父又は母と氏を異にする場合（注1）には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができ（民法第791条第1項）、子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、当該子に代わって、同項の行為をすることができる（同条第3項）。この家庭裁判所の許可に係る事件が、「子の氏の変更についての許可の審判事件」（家事事件手続法別表第1の60の項。なお、(4)において、家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明することがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。）（注2）であるが、これは、甲案における「戸籍法に規定する審判事件」には含まれていないことから、以下、(4)において、その国際裁判管轄につき検討する。

（注1）民法第791条第1項にいう「子が父又は母と氏を異にする場合」の例としては、㊶父と母が婚姻をしていたので、父・母・子とも同じ氏を称し（同法第790条第1項）、同じ戸籍に入籍していたが（戸籍法第18条第1項）、父母の離婚等があったことによって、父母の一方が婚姻前の氏に復した場合（民法第767条第1項・第749条）㊷父と母が婚姻をしていたので、父・母・子とも同じ氏を称し（同法第790条第1項）、同じ戸籍に入籍していたが（戸籍法第18条第1項）、父母の一方が死亡し、他方が婚姻前の氏に復した場合（民法第751条第1項）、㊸子の出生前に父母が離婚をし、母が復氏した後、子を出生した場合（同法第790条第1項ただし書）、㊹子の父又は母で婚姻の際に自己の氏を称した者が、民法第791条の子の氏の変更の手続によって、その父（祖父）又は母（祖母）の氏に変わった場合、㊺嫡出でない子として母の氏を称している子が父から認知された場合（同法第779条・第789条）などを挙げることが

できる。

(注2) 子の氏の変更についての許可の審判事件の国内土地管轄は、子（父又は母を同じくする数人の子についての子の氏の変更についての許可の申立てに係るものにあつては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとされている（家事事件手続法第160条第1項）。これは、一般的には、子の氏の変更について許可すべきか否かは、子の住所地を管轄する家庭裁判所が最もよく判断し得ると考えられるからであり、また、父又は母を同じくする数人の子については、その判断資料が共通していることが多く、同一の家庭裁判所で審理することで迅速かつ適切な審理をすることができると思われられることに基づく。

イ 国際裁判管轄

(ア) 子の氏の変更についての許可の審判事件については、民法第791条第1項にいう届出（戸籍法第98条第1項「民法第791条第1項（中略）の規定によつて父又は母の氏を称しようとする者は、その父又は母の氏名及び本籍を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。」参照）がされることによりわが国の身分登録簿である戸籍に反映されるものであることを踏まえ、単位事件類型及び国際裁判管轄について、次のような規律を設けることが考えられる。

- ① 子の氏の変更についての許可の審判事件及び甲案における「戸籍法に規定する審判事件」に含まれる各事件類型を含む単位事件類型を設けて、甲案と同じくわが国の専属管轄とする旨の規律。
- ② 子の氏の変更についての許可の審判事件を独立の単位事件類型として、甲案と同じくわが国の専属管轄とする旨の規律又は国内土地管轄規定を踏まえ子の住所地を管轄原因とする規律。

(イ) 他方で、民法第791条における子の氏の変更とは、いわゆる民法上の氏（民法の規定に従い、出生によって取得され、その後の婚姻、離婚等、養子縁組、離縁等の身分行為等によって変動し、それに応じて戸籍の変動（入籍、除籍、復籍、新戸籍編製等）が生じるもの。）の変更であり、いわゆる呼称上の氏の変更（戸籍法第107条第1項の場合はこれに含まれる。）とは異なることに着目し、子の氏の変更についての許可の審判事件の単位事件類型及び国際裁判管轄の規律について、次のように考えることもできる。

- ① 子の氏の変更についての許可の審判事件については、氏の変更

の原因となる身分行為等に係る事件が想定される場合には、当該事件が含まれる単位事件類型に含まれるものとする（注）。

- ② 子の氏の変更についての許可の審判事件の国際裁判管轄は、氏の変更の原因となる身分行為等に係る事件が想定される場合には、当該事件が含まれる単位事件類型の国際裁判管轄の規律によるものとする（注）。

（注）上記①又は②のように考える場合は、例えば、父と母が婚姻をしていたので、父・母・子とも同じ氏を称し、同じ戸籍に入籍していたが、父母の一方が死亡し、他方が婚姻前の氏に復した場合（民法第751条第1項、戸籍法第95条。前記アの（注1）の④参照。）など、氏の変更の原因となる身分行為等に係る事件が想定されない場合について、別途検討が必要となる。

- （ウ）さらに、子の氏の変更についての許可の審判事件の国際裁判管轄について明文の規律を設けないことも考えられるが、その場合は、国際裁判管轄の解釈が問題となる。

- （エ）前記（ア）ないし（ウ）を踏まえ、子の氏の変更についての許可の審判事件の国際裁判管轄について、どのように考えるべきか。

第3 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

【甲案】

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」とは、性同一性障害特例法第3条第1項に基づく性別の取扱いの変更に係る審判事件（家事事件手続法別表第1の126の項）をいう。

（補足説明）

- 1 国際裁判管轄を検討する前提

性同一性障害特例法第3条第1項に定める性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなされる（性同一性障害特例法第4条第1項）。

（参照条文）

○ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

（性別の取扱いの変更の審判）

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2（略）

仮に、外国人がわが国において性別の取扱いに関する裁判をすることができるよう、わが国の裁判所に性別の取扱いの変更に関する裁判の国際裁判管轄権を認める規定を設けることとする場合、その前提として、以下の論点について整理することが必要であると思われる。

(1) 性別の取扱いの変更に関する裁判の準拠法

性別の取扱いの変更に関する裁判の準拠法については、以下の考え方があり得る。

- ・ 性別の取扱いの変更は本国における身分登録にも関係することであるから、条理に照らして本国法が準拠法となるという考え方。
- ・ 性別の取扱いの変更は公序の一種であることから、わが国において裁判を行う限りは法廷地法として性同一性障害特例法を準拠法とすべきという考え方。
- ・ 準拠法を本国法とすることを原則としつつ、本国で同種の法律がない場合は法廷地法によるものとする考え方。

（注）本国法が準拠法となるという考え方について、当該本国法において性別の取

扱いの変更の裁判に医師の診断書が必要とされている場合、その診断書は、当該本国の法律で要求される要件を満たすものとして作成されたものであることが必要となるものと思われるところ、上記要件は国によって異なるものと考えられ（わが国の場合は性同一性障害特例法第3条第2項参照。）、申立人が本国法に定める要件を満たす診断書を用意するのは困難であるとの批判が考えられる。

(2) 外国人に対する性同一性障害特例法の適用の有無

性別の扱いの変更に関する外国等の法制については、性同一性障害特例法と同種の法律がある国もあればこれがない国もあるものと思われる。婚姻、親子又は相続等とは異なり、諸外国に広く共通の制度があるということとはできない。準拠法を法廷地法とする考え方をとった場合や、準拠法を本国法とすることを原則としつつ本国で同種の法律がない場合に法廷地法によるものとする考え方をとった場合には、そもそも外国人が性同一性障害特例法の適用対象となり得るか否かが問題となり得るところ、この点については解釈に委ねられている。

(3) わが国でされた性別の扱いの変更の裁判の承認

外国人に対しわが国において性別の扱いの変更の裁判がされた場合に、この裁判が外国の裁判所で承認をされる可能性があるのかについては、明らかではない。仮に承認をされないとすれば、同一人につき本国における場合と滞在国における場合とで性別が異なることになるが、このような状態を生じることについてどのように考えるか（不相当であるとして、当該状態が生じ得ないような法制とすべきか。）。

2 甲案

「性同一性障害者の性別の扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」（前記のとおり、外国法においてこれに相当するものを含まない。）について、特に国際裁判管轄を定める規定を設けることを提案するとともに、かかる事件は身分登録に関わることから、わが国の裁判所の専属管轄とすることを提案している（注）。

（注）外国人に対する性同一性障害特例法の適用の有無は解釈に委ねられていることから（前記1(2)参照）、性同一性障害特例法の適用対象を日本人に限定することを前提とする提案内容とはしていない。

もつとも、外国の裁判所が日本法を準拠法として性別の扱いの変更の

裁判をする余地を残しておくため専属管轄とはしないことも考えられるところ、専属管轄とすることについてどのように考えるか。

3 乙案

性別の変更に関する事件の国際裁判管轄については、その前提論点も含めなお解釈に委ねられている部分が多いことから、事例の集積を待つこととし、特に明文で規律を設けることとはしないことを提案している。

仮に乙案を採用した場合は、性別の変更に関する事件に含まれる事件類型について、どの単位事件類型に含まれるのか等、その国際裁判管轄の解釈が問題となるものと思われるが、この点につきどのように考えるべきか。

(参考) 司法統計によると、平成 17 年から平成 25 年までの全家庭裁判所における性同一性障害特例法第 3 条第 2 項の事件の新受件数は、次のとおり。平成 17 年 243 件、平成 18 年 257 件、平成 19 年 284 件、平成 20 年 440 件、平成 21 年 466 件、平成 22 年 537 件、平成 23 年 639 件、平成 24 年 742 件、平成 25 年 786 件。

第 4 生活保護法等に規定する審判事件

【甲案】

生活保護法等に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「生活保護法等に規定する審判事件」とは、生活保護法第 30 条第 3 項に基づく施設への入所等についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第 1 の 129 の項）及び生活保護法第 77 条第 2 項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定に係る審判事件（家事事件手続法別表第 2 の 16 の項）をいう。なお、「等」を付しているのは、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律における扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（同法第 21 条第 2 項参照）が含まれることによる。

(参照条文)

- 生活保護法
（生活扶助）

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 移送

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 (略)

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

(費用の徴収)

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(補足説明)

1 甲案

甲案は、生活保護法等に規定する審判事件は、その申立てが可能である限り、わが国の裁判所で扱うべきものであり、また、その性質上、わが国

の裁判所以外に裁判権を認めることは考えられないという考え方を背景に、わが国の裁判所の専属管轄とすることを提案するものである。

2 乙案

生活保護法等に規定する審判事件は、その申立てが非常に少なく、国際裁判管轄が問題となる具体的な場面も考え難いことから、あえて明文で規定する必要性が認められないという考え方を背景に、明文の規律を設けないことを提案するものである。

明文の規律の要否について、その他の家事事件に関する国際裁判管轄の規律を設ける意味を踏まえ（前記第1の2参照）、どのように考えるか。また、仮に乙案を採用した場合は、生活保護法等に規定する審判事件に含まれる個々の事件類型について、どの単位事件類型に含まれるのか等、その国際裁判管轄の解釈が問題となるものと思われるが、この点につきどのように考えるべきか。

（参考）司法統計によると、平成17年から平成25年までの全家庭裁判所における生活保護法第30条第3項の事件及び同法第77条第2項の事件の新受件数は、いずれも0件であった。

（参考）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第21条の費用の徴収について、外国人が同法における被援護者となるか否かに関わらず、外国人が被援護者の扶養義務者となることはあり得るものと考えられる。

第5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

【甲案】

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

（注）医療観察法は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起

訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又は刑を減輕する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や同法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任をすることができることとしている（医療観察法第23条の2第2項）。単位事件類型としての「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件」とは、医療観察法第23条の2第2項ただし書及び同項第4号に基づく保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件（家事事件手続法別表第1の130の項）をいう。

（参照条文）

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）

第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一～六（略）

2 保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号に掲げる者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

（補足説明）

1 甲案

甲案は、医療観察法に規定する審判事件は、その申立てが可能である限り、わが国の裁判所で扱うべきものであり、また、その性質上、わが国以外に裁判権を認めることも考えられないという考え方を前提として、わが国の裁判所の専属管轄とすることを提案するものである。

2 乙案

医療観察法に規定する審判事件の国際裁判管轄が問題となる具体的な場合は考え難く、あえて明文で規律する必要性が認められないとの考え方を前提として、明文の規律を設けないことを提案するものである。

仮に乙案を採用した場合は、医療観察法に規定する審判事件に含まれる個々の事件類型について、どの単位事件類型に含まれるのか等、その国際裁判管轄の解釈が問題となるものと思われるが、この点につきどのように考えるべきか。

第6の1 夫婦財産契約に関する審判事件

【甲案】

裁判所は、夫又は妻の住所が日本国内にあるときは、夫婦財産契約事件（注）について管轄権を有するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「夫婦財産契約事件」とは、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（家事事件手続法別表第1の58の項）及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（同法別表第1の131の項）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明）

1 甲案

夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件の国内土地管轄については、夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するとされている（家事事件手続法第150条第2項）。これは、上記事件の国内裁判管轄につき、家事審判規則第47条が、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとしていたところ、夫婦のいずれの住所地にも夫婦の生活状況等の資料が存在していると考えられることから、事案に即した適正かつ迅速な解決を図るために必ずしも相手方の住所地を管轄原因とする必要はないことなどから、申立人の住所地を管轄する裁判所にも管轄を認

めることが迅速な紛争解決により資すると考えられたことによる。

また、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件の国内土地管轄についても、夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するとされている（家事事件手続法第 242 条第 1 項第 1 号）。これは、上記事件の国内裁判管轄につき、特別家事審判規則第 24 条が、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄に属するものとしていたところ、家事事件手続法制定に当たり、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件の国内裁判管轄を改めたことと平仄を合わせ、同様の管轄規定を設けることとしたものである。

上記各国内裁判管轄の規律の趣旨は国際裁判管轄にも当てはまることから、甲案においては、国内裁判管轄と同旨の規律を設けることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則

第四十五条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第四十七条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

○ 特別家事審判規則

(財産の管理者の変更等に関する審判事件の管轄)

第二十四条 破産法（平成十六年法律第七十五号）第六十一条第一項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 乙案

夫婦財産契約による管理者の変更等の審判事件及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件は、いずれも申立てが非常に少なく、あえて明文の規律を設ける必要性は高くはないとも考えられることから、明文の規律を設けないことを提案するものである。

仮に乙案を採用した場合は、夫婦財産契約事件に含まれる個々の事件類型について、どの単位事件類型に含まれるのか等、その国際裁判管轄の解釈が問題となるものと思われるが、この点につきどのように考えるべきか。

(参考) 司法統計によると、平成 17 年から平成 25 年までの全家庭裁判所における夫婦の財産管理者の変更・共有財産の分割の事件及び破産法第 61 条の事件の新受件数は、次のとおり。夫婦の財産管理者の変更・共有財産の分割の事件については、平成 22 年 1 件、平成 24 年 2 件。破産法第 61 条の事件のうち乙類審判事件（平成 25 年 1 月 1 日以降は家事事件手続法別表第 2 の事件）については 0 件。

(注) 破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による管理者の変更等の審判事件について、国際裁判管轄が問題となるのは、外国にともに住所を有する A・B 夫婦のうち、A B 間の契約において一方（例えば B）の財産を管理するものとされていた者（上記例では A）が、わが国において破産開始決定を受けた場合、その一方（上記例では B）が家庭裁判所に管理者の変更の請求をする場合であると考えられる。この場合に、夫又は妻の住所が日本国内にないことからわが国の裁判所に管轄権がないものとするのは、破産開始決定との連続性や当事者の便宜等を考慮すると問題があるとも思われる。しかし、夫婦が外国にいる場合には、上記審判事件自体は破産事件とは関係がなく、破産管財人が関わるようなものでもないため、当該審判事件を外国において行うこととしても問題がないものと考えられる。

第 6 の 2 破産法に規定するその他の審判事件

【甲案】

- ① 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（注 1）は、子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄の規律によるものとする。
- ② 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件（注 2）は、相続関係事件の国際裁判管轄の規律によるものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

(注 1) 単位事件類型としての「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」とは、破産法第 61 条第 1 項において準用する民法第 835 条に基づき、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失に係る審判事件（家事事件手続法別表第 1 の 132 の項）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 単位事件類型としての「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」とは、破産法第238条第2項(同法第243条において準用する場合を含む。)に基づく、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理に係る審判事件(家事事件手続法別表第1の133の項)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(参照条文)

○ 破産法

(夫婦財産関係における管理者の変更等)

第六十一条 民法第七百五十八条第二項及び第三項並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

(破産者の単純承認又は相続放棄の効力等)

第二百三十八条 破産手続開始の決定前に破産者のために相続の開始があった場合において、破産者が破産手続開始の決定後にした単純承認は、破産財団に対しては、限定承認の効力を有する。破産者が破産手続開始の決定後にした相続の放棄も、同様とする。

2 破産管財人は、前項後段の規定にかかわらず、相続の放棄の効力を認めることができる。この場合においては、相続の放棄があったことを知った時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

○ 民法

(夫婦の財産関係の変更の制限等)

第七百五十八条(略)

2 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことによってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

3 共有財産については、前項の請求とともに、その分割を請求することができる。

(財産の管理者の変更及び共有財産の分割の対抗要件)

第七百五十九条 前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果により、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

(補足説明)

1 甲案

破産法第 61 条に規定する事件のうち親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件及び破産法第 238 条に規定する破産手続における相続放棄の承認についての申述の受理の審判事件について、その性質に応じ、家事事件手続法に規定する他の事件と合わせて単位事件類型を形成するものとするを前提に、前者については子の監護又は親権に関する審判事件の一類型として、後者については相続関係事件の一類型として、それぞれその単位事件類型の国際裁判管轄の規律によることを提案している（注）。

(参考) 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件の国内裁判管轄については、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとされている（家事事件手続法第 242 条第 1 項第 2 号）。また、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件の国内裁判管轄については、相続開始地の家庭裁判所の管轄に属するものとされている（同項第 3 号）。

(注) 破産法第 61 条に規定する事件のうち、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件については、夫婦財産契約事件に含まれる。前記第 6 の 1 を参照。

2 乙案

破産法第 61 条に規定する事件のうち、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件及び同法第 238 条に規定する、破産手続における相続放棄の承認についての申述の受理の審判事件は、いずれも年間 10 件以下と少なく、国際裁判管轄が問題となった例は見当たらず、あえて明文の規律を設ける必要性は高くもないとも考えられることから、明文の規律を設けないことを提案するものである。

(参考) 司法統計によると、平成 17 年から平成 25 年までの全家庭裁判所における破産法第 61 条の事件及び同法第 238 条の事件の新受件数は、次のとおり。破産法第

61 条の事件のうち甲類審判事件（平成 25 年 1 月 1 日以降は家事事件手続法別表第 1 の事件）については、平成 23 年の 1 件のみ。破産法第 238 条の事件については、平成 17 年 1 件、平成 18 年 2 件、平成 19 年 4 件、平成 20 年 1 件、平成 21 年 4 件、平成 22 年 6 件、平成 23 年 8 件、平成 24 年 9 件、平成 25 年 8 件。

第 7 中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

【甲案】

中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないものとする。

（注）中小企業円滑化法においては、中小企業の先代経営者の全ての遺留分権利者の合意に基づき、先代経営者が生前贈与等した会社株式等の財産を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、又は算入する際の価額を合意時の価額とすることを可能としており（中小企業円滑化法第 4 条ないし第 6 条参照）、これにより、相続開始後の相続人間の紛争を防止するとともに、相続開始に伴い散逸することとなる財産をある程度予見することを可能とすることで、その後の経営戦略を立案しやすい環境を整え、経営の安定化を通じた円滑な事業の継続を図ることを目指している。この合意が効力を生ずるための手続要件として、経済産業大臣による確認及び家庭裁判所の許可が必要であるとしているところ（中小企業円滑化法第 7 条及び第 8 条参照）、単位事件類型としての「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」（以下、「中小企業円滑化法に規定する審判事件」という。）とは、上記の遺留分の算定に係る合意についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第 1 の 134 の項）をいう。

（補足説明）

1 甲案

中小企業円滑化法に規定する審判事件については、中小企業円滑化法の適用が問題となる限り、申立人の国籍や住所を問わず、わが国の裁判所に管轄権を認めてよいと考えられること、上記合意が効力を生ずるための手続要件としては、家庭裁判所の許可のほか経済産業大臣の確認を要することとしており、基本的に日本国内で手続をとることが想定されていると考えられることから、甲案は、わが国の裁判所の専属管轄とすることを提

案するものである。

2 乙案

中小企業円滑化法に規定する審判事件の国際裁判管轄については、それが問題となる具体的な場合は考え難く、あえて明文で規律する必要性は認められないと考えることもできることから、特に規律を設けないことを提案するものである。

仮に乙案を採用した場合は、中小企業円滑化法に規定する審判事件について、どの単位事件類型に含まれるのか等、その国際裁判管轄の解釈が問題となるものと思われるが、この点につきどのように考えるべきか。

(参考) 司法統計によると、平成 21 年から平成 25 年までの全家庭裁判所における中小企業円滑化法に規定する審判事件の新受件数は、次のとおり。平成 21 年（ただし 3 月から 12 月まで）7 件、平成 22 年 19 件、平成 23 年 19 件、平成 24 年 9 件、平成 25 年 11 件。